

# お 知 ら せ

送信日:令和 7年 12月26日

送付枚数: 6枚(本状含む)

送付先 : 三重県石油商業組合/協同組合  
各組合員 様

TEL:  
FAX:

差出人: 大西 宏明  
三重県津市羽所町700 アスト津 7階  
三重県石油商業組合 / 三重県石油業協同組合  
TEL:059-225-5981 / FAX:059-226-5543  
E-mail :onishi@mie-sekiyu.or.jp  
<http://www.mie-sekiyu.or.jp>



至急！ ご確認ください 折り返しご連絡ください

軽油税の特別徴収義務者に対する交付金の取り扱い

及び税制改正大綱について

いつも組合事業にご支援、ご協力を賜りありがとうございます。  
12月26日付で、「軽油引取税の当分の間税率の廃止に伴う特別徴収義務者に対する交付金の取扱いについて」の文書を入手しましたので、参考に送付します。  
また、「2026(令和8年)年度与党税制改正大綱」が決定しましたので、石油販売業界の関連事項について、併せて送付します。

事務連絡  
令和7年12月26日

各都道府県税務主管課 御中

総務省自治税務局都道府県税課自動車税制企画室

軽油引取税の当分の間税率の廃止に伴う特別徴収義務者に対する交付金の取扱いについて

軽油引取税の特別徴収義務者交付金の取扱いについては、昭和48年5月24日付自治府第52号、昭和53年6月26日付自治府第72号、昭和55年4月22日付自治府第36号、昭和60年4月1日付自治府第32号及び平成2年10月1日付自治府第76号をもって通知しているところです。

軽油引取税の当分の間税率については、令和7年11月5日の自由民主党、立憲民主党、日本維新の会、国民民主党、公明党及び日本共産党の6党間での合意を踏まえ、本日閣議決定された令和8年度税制改正大綱に基づき、令和8年4月1日に廃止することとされています。

当分の間税率の廃止による影響を勘案した令和8年度における軽油引取税収を踏まえると、令和7年度の特別徴収義務者交付金（軽油引取税収の2.5%に相当する金額）と同水準を令和8年度の交付金額と設定する場合には、軽油引取税収の4.9%に相当する金額となるので、各都道府県におかれましては当該交付金の交付率の決定に際しての参考とされますよう適切に対応願います。

なお、令和8年度における特別徴収義務者に対する交付金に係る経費については、上記4.9%に相当する金額を前提に、引き続き現行と同様の地方財政措置を講ずることとしております。

(連絡先)

総務省自治税務局都道府県税課自動車税制企画室

担当：梅谷主査、田中事務官

電話：03-5253-5665

全石商発25第149号

2025年12月26日

全石連正副会長・支部長・理事  
都道府県石油商業組合理事長  
油政連正副会長・理事  
都道府県石油政治連盟会長 各位

全国石油商業組合連合会  
副会長・専務理事 加藤庸之

## 2026(令和8)年度与党税制改正大綱について

先週12月19日、2026(令和8)年度与党税制改正大綱が決定しました。

石油販売業界の関連事項について、下記の通りご連絡いたします。

記

※( )内はR8大綱における該当ページを記載

### 1. ガソリン税・軽油引取税の当分の間税率(旧暫定税率)の廃止

#### 【要望内容】

- ガソリン税・軽油引取税の旧暫定税率は課税根拠が失われており廃止すべき
- 旧暫定税率廃止の際には、ガソリン在庫に係る手持ち品控除(還付)措置を実施すべき

#### 【結果】

##### (1)ガソリン税 ※税制大綱前に決着済み

- ①2025年11月5日の自由民主党、立憲民主党、日本維新の会、国民民主党、公明党及び日本共産党の6党間での合意に基づき、ガソリンに対する補助金を同年11月13日から2週間ごとに5円ずつ引き上げ、12月11日の時点で旧暫定税率の廃止と同水準の25.1円/Lまで引き上げ
- ②その上で、①のガソリンに対する補助金に代えて、ガソリン税の旧暫定税率を2025年12月31日に廃止

※旧暫定税率の廃止までにガソリン補助金を活用したことで、ガソリン流通在庫に係る手持ち品控除(還付)措置は実施されず

##### (2)軽油引取税 (29ページ、128ページ)

- ①上記(1)同様、2025年11月5日の与野党6党間での合意に基づき、軽油に対する補助金を11月27日の時点で旧暫定税率の廃止と同水準の17.1円/Lまで引き上げ
- ②その上で、①の軽油に対する補助金に代えて、軽油引取税の旧暫定税率を2026年4月1日に廃止

※軽油引取税の旧暫定税率廃止については、次期通常国会において、地方税法改正案の可決成立により実施(予定)

## 2. 軽油引取税の「特別徴収義務者交付金」の交付率の引き上げ （※税制大綱に記述なし）

### 【要望内容】

- 2026年4月1日からの旧暫定税率廃止により、軽油交付金の交付率が現行の2.5%のままで維持された場合、当該交付金額は半分以下に減額されてしまうことになる
- しかしながら、軽油引取税の税率が引き下げられても、①軽油引取税の特別徴収事務に要する作業量は変わらないことから、担当人員を減らすことは出来ず、人件費等のコスト負担額は変わらないこと、②現行の交付率は1990(平成2)年度から現在まで35年間変わっておらず、この間、人件費や労務費などの諸物価も上昇していること等から、交付率そのものの引き上げは不可欠
- なお、軽油交付金を旧暫定税率廃止前と同額の水準にするためには、交付率を現行の2.5%から5.35%まで引き上げる必要

### 【結果】

○軽油引取税の「特別徴収義務者交付金」の交付率は次の通り

【現行】 2.5%

【改正後】 令和8年度における交付金率 4.9% ※現行と同水準

※令和9年度以降については現段階で未定

※別添の「軽油引取税の当分の間税率の廃止に伴う特別徴収義務者に対する交付金の取扱いについて」(令和7年12月26日付け事務連絡文書)を参照願います

## 3. 沖縄県におけるガソリン税の軽減措置 （※税制大綱に記述なし）

### 【要望内容】

- 現在、沖縄県のガソリン税(旧暫定税率込み)は、本土53.8円/Lのところ、▼7円/Lの軽減措置が講じられており、46.8円/L(軽減税率)とされているところ
- 旧暫定税率廃止後においても、現行の▼7円/Lの軽減措置を維持し、沖縄県の軽減税率を21.7円/Lとすべき(本土は28.7円/L)

### 【結果】

○旧暫定税率廃止後の沖縄県におけるガソリン税の軽減措置については以下の通りとされた

・本則税率:28.7円/L 沖縄県の軽減税率:24.9円/L (▼3.8円/Lの軽減措置)

※2025年12月19日付けにて、「沖縄の復帰に伴う国税関係法令の適用の特別措置等に関する政令の一部を改正する政令」が公布され、同第74条(揮発油税及び地方揮発油税の軽減等)において規定されている軽減税率の額が、揮発油1KLにつき46,800円から24,900円に改正

### (参考)

◇沖縄県独自の石油価格調整税については、旧暫定税率廃止以後においても、現行税率の1.5円/Lが維持される予定(2027年3月31日までの適用期限)

◇また、沖縄県についても、ガソリン補助金が12月11日時点で本土と同水準の25.1円/Lまで支給されていることから、12/31から沖縄の軽減税率が24.9円/Lとなることに伴い、同日付けて支給超過分の3.2円/L<sup>(\*)</sup>が調整(実質値上げ)される(予定)

<sup>(\*)</sup>46.8円 - 25.1円 = 21.7円 - 24.9円 = ▼3.2円/L

## 4. 電気自動車(EV)や水素・燃料電池自動車(FCV)等との課税公平性の実現

### 【要望内容】

○わが国においてもEV等に対する課税方法を早急に検討し、課税公平性の確保など抜本見直しを速やかに図るべき

※なお、2025(R7)年度大綱において、自動車関係諸税の総合的な見直しについては、「令和8年度税制改正において結論を得る」とされていたところ

### 【結果】

#### (1)自動車税及び軽自動車税

○令和10年度以後に新車新規登録を受けた電気自動車(燃料電池自動車を含む)の乗用車に対しては、車両重量に応じた課税方式を導入する。

○具体的な税率等は令和9年度税制改正において結論を得る。

#### (2)自動車重量税

○令和10年5月1日以後に受ける車検時から、自家用乗用自動車のうち電気自動車及びプラグインハイブリッド自動車について、車両重量に応じて一定の負担を求めるこことし、現行の自動車重量税を活用した仕組みを令和9年度税制改正において法制化する。

### ■税制大綱における書きぶり

#### (1)自動車税及び軽自動車税(いずれも地方税)のあり方 (26~27ページ)

○総排気量の値を有しない電気自動車(燃料電池自動車を含む)の乗用車については、課税趣旨を踏まえた公平性の確保等の観点から、最低税率を一律に適用する現行の自動車税の取扱いを見直し、令和10年度以後に新車新規登録を受けた電気自動車の乗用車に対しては、車両重量に応じた課税方式を導入する。

○電気自動車の乗用車に対する具体的な税率等は令和9年度税制改正において結論を得る。

#### (2)自動車重量税(国税)のあり方 (28~29ページ)

○利用段階における異なる動力源(パワートレイン)間の税負担の公平性を早期に実現する観点から、技術面及び執行面においてより公平な課税・徴収が可能となるまでの間、道路への負荷等が重量に応じて大きくなることや自動車関係諸税全体の整合性も考慮し、自家用の乗用自動車(二輪の小型自動車を除く)のうち電気自動車及びプラグインハイブリッド(PHV)自動車について、車両重量に応じた一定の負担を求めるこことする。

○具体的には、納税・徴収実務の簡素化のため、現行の自動車重量税の特例加算分として車検時に徴収することとし、以下を内容とする仕組みを令和9年度税制改正において法制化する。

①2028(令和10)年5月1日を施行日とし、同日以後に受ける車検から適用する。

②ガソリン車について燃料課税を前払いしていないこととの均衡や取得時の実質的な負担軽減等の観点から、新車の新規検査に係る分について本特例分の課税を免除する。既販車については、経過措置として、施行日以後最初に受ける継続車検に係る分について本特例分の課税を免除する。

③具体的な税率については、

・異なる動力源間の税負担の公平性の観点から、ガソリン車についてユーザーが平均的に負担している揮発油税及び地方揮発油税の額を踏まえ、令和9年度税制改正において検討し、

**結論を得る。**

- ・その際、重量と道路損傷との相関の度合を踏まえ、平均的な重量を超える電気自動車等には応分の負担を求める。他方、平均的な重量を下回る電気自動車等については、(中略)過度な負担とならないよう配慮する。
- ・PHV自動車に係る税率については、揮発油税等を一定程度負担していることから、電気自動車に係る税率の2分の1を目安として設定する。

## **5. 内航運送用船舶燃料等を対象とする地球温暖化対策税分に係る還付制度の延長**

**【要望内容】**

- 内航運送用船舶燃料や農林漁業用軽油等を対象とする地球温暖化対策税分に係る還付制度を延長すべき(2026年3月31日で適用期限終了)

**【結果】 (129ページ)**

- 特定の石油製品等を特定の運送、農林漁業又は発電の用に供した場合の石油石炭税の還付措置の適用期限を3年延長(2029年3月31日まで適用期限を延長)
  - ①内航運送用船舶や一定の旅客定期航路用船舶に利用される重油及び軽油
  - ②農林漁業に利用される軽油

## **6. 中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例措置の延長**

**【要望内容】**

- 本制度の適用期限を2年間延長すべき

**【結果】 (100ページ)**

- 中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例について、次の措置を講じた上、その適用期限を3年延長する
  - ①対象となる減価償却資産の取得価額を40万円未満(現行:30万円未満)に引き上げ
  - ②対象となる法人から常時使用する従業員の数が400人を超える法人を除外する

**(添付資料)**

別添①:令和8年度与党税制改正大綱(抜粋)(2025年12月19日発表)

別添②:軽油引取税の当分の間税率の廃止に伴う特別徴収義務者に対する交付金の取扱いについて(令和7年12月26日付:総務省自治税務局都道府県税課自動車税制企画室名事務連絡文書)

以上

**(担当)**

企画調査チーム:田辺、伊藤、廣田、星野 03-3593-5836  
油政連:杉谷、高橋暢、中村 03-3593-5781

# 令和 8 年度税制改正大綱

(抜粋)

令和 7 年 12 月 19 日  
自 由 民 主 党  
日 本 維 新 の 会

の柱」の実施により対象企業に追加的な事務負担が生じること等を踏まえ、令和8年度税制改正においても引き続き見直しを行うとともに、令和9年度以降の税制改正においても必要な見直しの検討を行う。

「2本の柱」の解決策のうち「第1の柱」については、市場国への新たな課税権の配分等に関する多数国間条約の早期署名に向けて、引き続き国際的な議論に積極的に貢献することが重要である。今後策定される多数国間条約等の規定を基に、わが国が市場国として新たに配分される課税権に係る課税のあり方、地方公共団体に対して課税権が認められこととなる場合の課税のあり方、条約上求められる二重課税除去のあり方等について、国・地方の法人課税制度を念頭に置いて検討する。移転価格税制の適用に係る簡素化・合理化については、今後、国際的な議論及び各国の動向を踏まえて対応を検討することとし、当面は実施しない。

国際課税制度が大きな変革を迎える中、国内法制・租税条約の整備及び着実な執行等について適時に十全な対応ができるよう、国税当局の体制強化を行う。

## 5. 自動車関係諸税の総合的な見直し

### (1) 見直しに当たっての基本的考え方

自動車関係諸税については、日本の自動車戦略やインフラ整備の長期展望等を踏まえるとともに、「2050年カーボンニュートラル」目標の実現に積極的に貢献するものでなければならない。その上で、

- ① CASEに代表される環境変化にも対応するためのインフラの維持管理・機能強化の必要性、地域公共交通のニーズの高まり等を踏まえつつ、自動車関係諸税全体として、国・地方を通じた安定的な財源を確保することを前提とする
- ② わが国のマルチパスウェイ戦略の下で、多様な動力源（パワートレイン）が併存していくことを踏まえた税制とする

また、わが国の自動車産業を取り巻く国際環境の変化を踏まえ、補助金等も活用しつつ、市場活性化や産業基盤の維持発展に配慮するとともに、電費改善等のイノベーションを促し、質の高い電気自動車等の普及に資する税制とする

- ③ 二酸化炭素排出量抑制により、脱炭素化に向けた取組みに積極的に貢献するものとする
- ④ 自動車関係諸税を負担する自動車ユーザーの理解にも資するよう、受益者負担・原因者負担といった課税の考え方や、これまでの沿革等を踏まえつつ、使途の明確化を図るとともに、受益と負担の対応関係を分かりやすく説明していく

その際、中長期的には、データの利活用による新たなモビリティサービスの発展等、自動車の枠を超えたモビリティ産業の発展に伴う経済的・社会的な受益者の広がりや保有から利用への移行等も踏まえる

との考え方を踏まえつつ、公平・中立・簡素な課税のあり方について、中長期的な視点から、車体課税・燃料課税を含め総合的に検討し、見直しを行う。

## (2) 環境性能割の廃止

自動車税及び軽自動車税の環境性能割については、米国関税措置がわが国の自動車産業に及ぼす影響を緩和し、国内自動車市場の活性化を速やかに図るとともに、自動車ユーザーの取得時における負担を軽減、簡素化するため、令和8年3月31日をもって廃止する。地方税の減収分については、安定財源を確保するための具体的な方策を検討し、それまでの間、国の責任で手当する。

## (3) 自動車税及び軽自動車税のあり方

令和10年度以後における自動車税及び軽自動車税のあり方については、その課税趣旨を踏まえつつ、自動車の重量及び環境性能に応じた公平・中立・簡素な税負担の仕組み等について検討し、令和9年度税制改正において結論を得る。その際、以下の点に留意するものとする。

- ① 地方公共団体における社会インフラの更新・老朽化対策や防災・減災事業等に係る財源の将来に向けた安定的な確保
- ② 「2050年カーボンニュートラル」目標や2035年までに乗用車の新車販売に占める電動車の割合を100%とすることを目指す政府目標など、脱炭素化等の環境対策に向けた取組みに対する積極的な貢献
- ③ 乗用車における多様な動力源（パワートレイン）の特性・普及状況等を踏

### まえた公平性の確保

- ④ 現行の自動車税及び軽自動車税におけるバス・トラック等や営業用自動車に対する課税のあり方との整合性
- ⑤ 自動車税及び軽自動車税を負担する自動車ユーザーの理解の増進
- ⑥ 課税庁である地方公共団体や関係機関の課税実務等への影響

総排気量の値を有しない電気自動車（燃料電池自動車を含む。以下（3）において同じ。）の乗用車については、課税趣旨を踏まえた公平性の確保等の観点から、最低税率を一律に適用する現行の自動車税の取扱いを見直し、令和10年度以後に新車新規登録を受けた電気自動車の乗用車に対しては、車両重量に応じた課税方式を導入する。電気自動車の乗用車に対する具体的な税率等は、上記の自動車税及び軽自動車税のあり方の検討と併せて令和9年度税制改正において結論を得る。その際、当該税率の平均的な水準については、電気自動車が、相対的に高い財産的価値や道路損傷性を有する一方で、脱炭素化に向けた取組みに積極的に貢献する観点からは更なる普及が求められていること等を踏まえ、電気自動車以外の自動車における現行の平均税率と同水準とすることを基本とする。

自動車税及び軽自動車税のグリーン化特例については、現行の措置を2年延長する。

### （4）エコカー減税の見直し

自動車重量税のエコカー減税については、2030年の次世代自動車（電動車、クリーンディーゼル車等）に関する政府目標や2035年までに乗用車の新車販売に占める電動車の割合を100%とすることを目指す政府目標を踏まえ、電動車の一層の普及促進を図る観点から、減免区分の基準となる燃費基準の達成度を引き上げた上で2年延長する。その際、令和9年5月の引上げに際しては、激変緩和措置を講ずることとする。

今後のエコカー減税の期限到来に当たっては、これまでの実施状況、今後期待される成果や制度の意義についての検証を行う。その際、エコカー減税が果たす政策インセンティブ機能の強化、実質的な税収中立の確保、原因者負担・受益者負担としての性格、市場への配慮等の観点を踏まえることとする。

また、次のエコカー減税の期限到来に向けて、令和12年度燃費基準に基づく燃費基準の対象とされている電気自動車及びプラグインハイブリッド自動車について、燃費値の表示に関する検討等を進めつつ、その結果も踏まえ、エコカー減税における燃費基準の達成度に応じた評価について引き続き検討し、結論を得る。

#### (5) 利用段階における負担の適正化に向けた課税

利用段階における異なる動力源（パワートレイン）間の税負担の公平性を早期に実現する観点から、技術面及び執行面においてより公平な課税・徴収が可能となるまでの間、道路への負荷等が重量に応じて大きくなることや自動車関係諸税全体の整合性も考慮し、自家用の乗用自動車（二輪の小型自動車を除く。）のうち電気自動車及びプラグインハイブリッド自動車について、車両重量に応じた一定の負担を求めるここととする。

具体的には、納税・徴収実務の簡素化のため、現行の自動車重量税の特例加算分として車検時に徴収することとし、以下を内容とする仕組みを令和9年度税制改正において法制化する。

- ・ 自動車ユーザーへの周知期間や円滑な執行に向けた準備期間を確保するため、令和10年5月1日を施行日とし、同日以後に受ける車検から適用する。
- ・ ガソリン車について燃料課税を前払いしていないこととの均衡や取得時の実質的な負担軽減等の観点から、新車の新規検査に係る分について本特例分の課税を免除する。既販車については、経過措置として、施行日以後最初に受ける継続車検に係る分について本特例分の課税を免除する。
- ・ 具体的な税率については、異なる動力源間の税負担の公平性の観点から、ガソリン車についてユーザーが平均的に負担している揮発油税及び地方揮発油税の額を踏まえ、令和9年度税制改正において検討し、結論を得る。その際、重量と道路損傷との相関の度合を踏まえ、平均的な重量を超える電気自動車等には応分の負担を求める。他方、平均的な重量を下回る電気自動車等については、電気自動車等の普及との両立や、軽量化に向けた技術開発や自動車ユーザーによる選択を後押しする観点から、過度な負担とならないよう配慮する。プラグインハイブリッド自動車に係る税率については、揮発油税

等を一定程度負担していることから、電気自動車に係る税率の2分の1を目安として設定する。

- ・ 本特例分は、異なる動力源間の税負担の公平性を実現する趣旨で設けることを踏まえ、現行の自動車重量税のエコカー減税は、本特例分には適用しない。

営業用車両及びバス、トラック等の車両の取扱いについては、これらの車両が地域公共交通、物流等の分野において果たしている公共的な役割の重要性や、それを十分に考慮した営自格差等を検討し、令和9年度以降の税制改正において結論を得る。

燃料電池自動車及び天然ガス自動車に係る同様の負担のあり方については、今後、検討する。

#### (6) 軽油引取税の当分の間税率の廃止

令和7年11月5日の自由民主党、立憲民主党、日本維新の会、国民民主党、公明党及び日本共産党の6党間での合意に基づき、軽油引取税の当分の間税率を令和8年4月1日に廃止する。

### 6. 防衛力強化に係る財源確保のための税制措置

わが国の防衛力の抜本的な強化を行うために安定的な財源を確保する観点から、令和5年度税制改正大綱等の基本的方向性を踏まえ、歳出改革等の努力を継続しつつ、所得税額に対して税率1%の新たな付加税として、防衛特別所得税（仮称）を課す。防衛特別所得税（仮称）の課税期間は、令和9年1月からとする。

併せて、現下の家計を取り巻く状況に配慮し、足下で家計負担が増加しないよう復興特別所得税の税率を1%引き下げる。同時に、復興事業の着実な実施に影響を与えないよう、復興財源の総額を確実に確保する観点から、課税期間を令和29年までの10年間延長する。今後、復興財源の確保の状況を確認しつつ、必要な対応を行っていく。

令和8年度税制改正後も、令和5年度税制改正大綱及び令和7年度税制改正大綱に明記したとおり、東日本大震災からの復旧・復興に要する財源については、引き続き責任を持って確保する。

(仮称)に対する土地等の譲渡で当該譲渡に係る土地等が当該承認地域経済牽引事業用地整備の用に供されるものを加える。

(4) 中小企業技術基盤強化税制について、次の見直しを行う（所得税についても同様とする。）。（再掲）

- ① 増減試験研究費割合が12%を超える場合の税額控除率の特例及び控除税額の上限の上乗せ特例の適用期限を3年延長する。
- ② 試験研究費の額が平均売上金額の10%を超える場合における税額控除率の特例及び控除税額の上限の上乗せ特例の適用期限を3年延長する。
- ③ 控除限度超過額については、3年間の繰越しができることとする。

(5) 中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例について、次の措置を講じた上、その適用期限を3年延長する（所得税についても同様とする。）。

- ① 対象となる減価償却資産の取得価額を40万円未満（現行：30万円未満）に引き上げる。（再掲）
- ② 対象となる法人から常時使用する従業員の数が400人を超える法人を除外する。

#### （地方税）

(1) 国税(1)の見直し及び延長に伴い、特別償却制度を法人住民税及び法人事業税に、税額控除制度を中小企業者等に係る法人住民税に適用する。

(2) 国税(2)の廃止に伴い、法人住民税について、国税の取扱いに準じて所要の措置を講ずる。

(3) 国税(4)の見直し及び延長に伴い、税額控除制度を法人住民税に適用する。

（再掲）

## 4 公平かつ円滑な納税のための環境整備

#### （国 税）

(1) 企業グループ間の取引に係る書類保存の特例の創設

内国法人が関連者との間で特定取引を行った場合において、その取引に関して、取引関連書類等にその取引に関する資産又は役務の提供の明細、その取引においてその内国法人が支払うこととなる対価の額の計算の明細等のその取引に係る対価の額を算定するために必要な事項の記載又は記録がないときは、そ

令和7年度燃費基準に対する達成の程度が95%以上であるもの	令和7年度燃費基準を達成しているもの
-------------------------------	--------------------

(6) その他所要の措置を講ずる。

(地方税)

(1) 環境性能割の廃止

自動車税環境性能割及び軽自動車税環境性能割は、令和8年3月31日をもって廃止する。これに伴い、現行の自動車税種別割を自動車税とし、現行の軽自動車税種別割を軽自動車税とするなど、所要の措置を講ずる。

同日までの自動車の取得に対して課する自動車税環境性能割及び同日までの軽自動車の取得に対して課する軽自動車税環境性能割については、なお従前の例によるなど、所要の措置を講ずる。

環境性能割の廃止に伴う地方税の減収分については、安定財源を確保するための具体的な方策を検討し、それまでの間、国の責任で手当する旨を令和8年度地方税法改正法案において規定する。

(2) グリーン化特例の延長

自動車税及び軽自動車税において講じている燃費性能等の優れた自動車の税率を軽減し、一定年数を経過した自動車の税率を重くする特例措置（いわゆる「グリーン化特例」）について、次の措置を講ずる。

① 自動車税のグリーン化特例（軽課）

電気自動車、天然ガス自動車及びプラグインハイブリッド自動車について、現行のグリーン化特例（軽課）の適用期限を2年延長する。

② 自動車税のグリーン化特例（重課）

現行のグリーン化特例（重課）の適用期限を2年延長する。

③ 軽自動車税のグリーン化特例（軽課）

電気軽自動車及び天然ガス軽自動車について、現行のグリーン化特例（軽課）の適用期限を2年延長する。

(3) 軽油引取税の当分の間税率の廃止

軽油引取税の当分の間税率を令和8年4月1日に廃止するほか、所要の措置を講ずる。

4 国際観光旅客税の税率引上げ

国際観光旅客税について、税率を出国1回につき3,000円（現行：1,000円）に引き上げる。

（注）上記の改正は、令和8年7月1日以後の出国について適用する。ただし、同日前に締結された一定の運送契約に基づく同日以後の出国については、現行の税率（1,000円）とする。

## 5 租税特別措置等

（国 税）

〔延長〕

（1）入国者が輸入する紙巻たばこのたばこ税の税率の特例措置の適用期限を1年延長する。

（2）特定の用途に供する石炭に係る石油石炭税の軽減措置の適用期限を3年延長する。

（3）特定の石油製品等を特定の運送、農林漁業又は発電の用に供した場合の石油石炭税の還付措置の適用期限を3年延長する。

（4）公共交通移動等円滑化基準に適合した乗合自動車等に係る自動車重量税の免税措置の適用期限を3年延長する。

（5）側方衝突警報装置等を装備した貨物自動車等に係る自動車重量税率の特例措置の適用期限を令和10年8月31日まで延長する。

（地方税）

〔拡充〕

船舶の動力源に供する軽油の引取りを行った自衛隊の船舶の使用者が、我が国と我が国以外の締約国との間の物品又は役務の相互の提供に関する条約その他の国際約束に基づき、当該締約国の軍隊の船舶の動力源に供するため行う当該軽油の譲渡に係る軽油引取税の課税免除の特例について、次の措置を講ずる。

（1）日比物品役務相互提供協定の締結を前提に、同協定に基づきフィリピンの軍隊の船舶の動力源に供するため譲渡する場合を対象に加える。

（2）日蘭物品役務相互提供協定の締結を前提に、同協定に基づきオランダ王国の軍隊の船舶の動力源に供するため譲渡する場合を対象に加える。

（3）日新物品役務相互提供協定の締結を前提に、同協定に基づきニュージーランド国防軍の船舶の動力源に供するため譲渡する場合を対象に加える。

**差出人:** 全石連 企画調査チーム <kikaku@zensekiren.or.jp>  
**送信日時:** 2025年12月26日金曜日 13:18  
**CC:** 全石連 加藤 庸之; 全石連 坂井 信; 全石連 石井 弘一; 全石連 浦辺 敏夫; 全石連 長澤 文男; 全石連 佐藤 祐子; 全石連 直井 賢吾; 全石連 高森 裕子; 全石連 安藤 順二; 全石連 高橋 暢己; 全石連 川浪 淳; 全石連 谷村 亮; 全石連 伊藤 雅高; 全石連 高橋 浩二; 全石連 河瀬 弘一; 全石連 今井 里衣子; 全石連 堀井 麻菜; 全石連 林 弘純; 全石連 マルフォートラ 杏子; 全石連 弓削 幸祐; 全石連 山崎 淳児; 全石連 田 中 成治; 全石連 岸野 博和; 全石連 中村 行男; 全石連 堀江 章泰; 全石連 栗原 晃; 全石連 斎藤 哲徳; 全石連 三橋 竜介; 全石連 矢野 正明; 全石連 三橋 佳代子; 全石連 杉谷 博教; 全石連 高田 仁; 全石連 富永 仁美; 全石連 田邊 友一郎; 全石連 伊藤 智宏; 全石連 廣田 詠子; 全石連 星野 真央; 丸山達弘様; 宮崎昌之様; 石油協会 藤井部長; shimoda@sekiyu.or.jp; hara@sekiyu.or.jp; 全国石油協会 灰賀; '協会管理部 杉山様'  
**件名:** 【全石連】2026（令和8）年度与党税制改正大綱について  
**添付ファイル:** (かがみ) 2026（令和8）年度与党税制改正大綱について.pdf; 【別添①】令和8年度税制改正大綱（抜粋）.pdf; 【別添②】軽油引取税の当分の間税率の廃止に伴う特別徴収義務者に対する交付金の取り扱いについて.pdf

全石連 正副会長・支部長・理事  
油政連 正副会長・理事  
都道府県石油組合事務局責任者（都道府県理事長・都道府県連会長の宛先として）  
CC.全石連支部事務局、ぜんせき支局  
(BCC でお送りいたします)

いつも大変お世話になっております。  
12月19日に与党税制改正大綱が決定致しました。  
要望項目に関連する事項について、添付文書にてご連絡するとともに、  
軽油引取税交付金の取り扱いについて総務省より通達が発出されましたので、  
併せてご連絡いたします。

組合事務局におかれましては、上記を兼任されていない理事長・県連会長に対し  
ご連絡いただきますよう、よろしくお願ひ申し上げます。

#### 【添付ファイル 2 点】

- ・かがみ文書：2026（令和8）年度与党税制改正大綱について
- ・別添①令和8年度与党税制改正大綱（抜粋）
- ・別添②軽油引取税の当分の間税率の廃止に伴う特別徴収義務者に対する交付金の取り扱いについて

本年も大変お世話になりました。  
来年も何卒よろしくお願ひ申し上げます。

全石連・企画調査チーム

田邊、伊藤、廣田、星野

TEL : 03-3593-5836

FAX : 03-3593-5830